

四半期報告書

(第10期第1四半期)

ニッシン債権回収株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【株価の推移】	15
3 【役員の状況】	15
第5 【経理の状況】	16
1 【四半期連結財務諸表】	17
2 【その他】	26
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	27

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月13日

【四半期会計期間】 第10期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

【会社名】 ニッシン債権回収株式会社

【英訳名】 NISSIN SERVICER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼執行役員投資事業部長 森 泉 浩 一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号
市ヶ谷フィナンシャルビル

【電話番号】 03(5210)1751(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山 口 達 也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号
市ヶ谷フィナンシャルビル

【電話番号】 03(5210)1751(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山 口 達 也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第9期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第10期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第9期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
営業収益 (百万円)	4,231	1,417	11,837
経常利益又は経常損失 (百万円) (△)	△330	174	40
四半期(当期)純利益 (百万円)	179	148	406
純資産額 (百万円)	8,718	7,164	7,238
総資産額 (百万円)	35,031	29,938	30,719
1株当たり純資産額 (円)	460.22	511.56	559.88
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	104.23	63.23	166.66
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	8.0	10.1	10.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,965	827	8,649
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,500	△100	△1,838
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,713	△720	△6,472
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	1,607	2,199	2,193
従業員数 (名)	56	59	59

- (注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2 第9期、第9期第1四半期連結累計(会計)期間及び第10期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。
3 従業員数は就業人員数を表示しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の子会社）において営まれる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、連結子会社の(有)ジェイ・ワン・インベストメンツは債務超過会社であり、平成22年6月30日現在における債務超過額は1,549百万円であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	59 (3)
---------	--------

- (注) 1 従業員数には、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
- 2 従業員数欄の()は、臨時従業員数の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であり、外書で記載しております。
- 3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	54 (3)
---------	--------

- (注) 1 従業員数には、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
- 2 従業員数欄の()は、臨時従業員数の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であり、外書で記載しております。
- 3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、債権の回収等の業務を行っており生産を行っていないため、生産実績及び受注状況について記載していません。

(1) 債権買取額及び不動産買取額

債権買取額及び不動産買取額は、次のとおりであります。

区分	前第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
	金額(百万円)	比率(%)	金額(百万円)	比率(%)
債権買取額	57	55.7	10	52.0
不動産買取額	45	44.3	10	48.0
合計	102	100.0	21	100.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 買取債権の推移

買取債権の推移は、次のとおりであります。

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)					
期首残高 (百万円)	当期増加額		当期減少額		期末残高 (百万円)
	当期 増加額 (百万円)	その他 (百万円)	当期 回収額 (百万円)	貸倒 償却額 (百万円)	
16,673	10	0	579	155	15,950

(注) 1 当期増加額その他は、未実現利益の実現等による増加額であります。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 営業収益の内訳

営業収益の内訳は、次のとおりであります。

区分	前第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
営業収益	4,231	100.0	1,417	100.0
買取債権回収高	810	19.2	1,081	76.3
不動産売上高	2,888	68.3	2	0.2
不動産賃貸収入	267	6.3	165	11.7
受託手数料	165	3.9	122	8.6
その他	98	2.3	45	3.2

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

なお、重要事象等については以下のとおりです。

当社グループの事業環境におきましては、金融市場の信用収縮の長期化、不動産市況の低迷及び流動性の低下等の影響から、資金調達環境が悪化しており、また、債権管理回収業務のうち特に不動産担保付債権の回収並びに不動産業務が低迷するなど、厳しい状況が続いております。

当第1四半期連結会計期間及び前連結会計年度におきましては、資産と負債の圧縮、受託業務の拡大及びコスト削減等の経営改善の進捗により、営業利益、経常利益及び四半期（当期）純利益を計上し、また、これまで資金支援を受けてきた金融機関等を除いた他の金融機関の一部からも借入実行がなされております。しかしながら、平成21年3月期において、重要な利益剰余金のマイナスを計上してから、事業回復の期間が短くかつ事業回復の度合も未だ低いことより、継続企業の前提に関する重要事象等が全てにおいて解消された訳ではなく、依然として存在すると認識しております。

当社は、引き続き上記を解消する対応策を実施していくことにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるまでには至っていないと判断しておりますが、当社が対応策を実施できない場合などには、継続企業の前提に関する重要事象等について影響を及ぼす可能性があります。

なお、上記を解消する対応策につきましては、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」をご参照下さい。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

1. 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

(1) 経営成績の状況

当第1四半期連結会計期間における我が国経済は、輸出および生産の増加や企業収益の改善など、一部に持ち直しの動きが見られるものの、失業率は高水準にあり、雇用、所得環境は依然厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、資産と負債の圧縮及びコストの削減、受託業務の拡大等による資金効率を高めた収益構造への転換を図ることを重点課題とし、経営改善に努めております。

当第1四半期連結会計期間の営業収益につきましては、買取債権回収高1,081百万円（前年同期比33.4%増）、不動産売上高2百万円（同99.9%減）、その他の収益333百万円（同37.2%減）を合わせ、合計では1,417百万円（同66.5%減）となりました。

営業費用につきましては、買取債権回収高に伴う債権買取原価579百万円（同5.6%増）、不動産売上原価10百万円（同99.6%減）となり、その他の原価31百万円（同44.7%減）を合わせ、合計では620百万円（同81.4%減）となりました。この結果、営業総利益は796百万円（同10.9%減）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、主に給料手当58百万円（同8.0%増）、貸倒関連費用53百万円（同70.4%減）等を計上し、合計409百万円（同31.7%減）となりました。この結果、営業利益は387百万円（同31.4%増）となりました。

営業外収益は、52百万円（前年同期比49.8%減）となり、また、営業外費用につきましては、主に支払利息248百万円（同61.4%減）により、合計で265百万円（同63.6%減）となりました。この結果、経常利益は174百万円（前年同期は経常損失△330百万円）となりました。

また、法人税等関連費用6百万円、少数株主利益17百万円（前年同期は少数株主損失△3百万円）の計上により、四半期純利益は148百万円（前年同期比△17.4%減）となりました。

セグメント業績は、次のとおりであります。

（債権管理回収事業）

債権管理回収事業につきましては、新たな不良債権の買取は低調に推移いたしました。既存債権の回収、回収受託業務の進捗により、営業収益1,224百万円、営業利益292百万円となりました。

（不動産関連事業）

不動産関連事業につきましては、主に買取不動産に係る不動産賃貸収入の計上により、営業収益174百万円、営業利益78百万円となりました。

（その他）

その他につきましては、営業収益19百万円、営業利益16百万円となりました。

(2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、29,938百万円（前連結会計年度末比2.5%減）であり、このうち買取債権は15,950百万円（同4.3%減）、買取不動産は8,611百万円（同0.0%増）、また、これらの資産に対するものを含めた貸倒引当金は3,198百万円（同3.1%減）となりました。

負債合計は22,773百万円（同3.0%減）であり、このうちの主なものは、社債、長期借入金及び短期借入金等の有利子負債22,042百万円（同3.0%減）であり、総資産有利子負債比率は73.6%となりました。

利益剰余金が、四半期純利益の計上により148百万円増加したことから、株主資本は3,185百万円（同4.9%増）となりました。また、評価・換算差額等△148百万円、新株予約権67百万円（同1.8%減）、少数株主持分4,060百万円（同0.7%減）を合わせて純資産額は7,164百万円（同1.0%減）となりました。なお、自己資本比率は10.1%となり前連結会計年度に比べ0.1ポイント増加いたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ5百万円増加し、2,199百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における営業活動による資金の増加は827百万円（前年同期は2,965百万円の増加）となりました。これは、主に、税金等調整前四半期純利益が171百万円（同319百万円の損失）、非資金取引である貸倒償却額が155百万円（同298百万円）、買取債権に係る資金の純増額が568百万円（同491百万円の純増）、買取不動産に係る資金の純増額が3百万円（同2,649百万円の純増）となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における投資活動による資金の減少は100百万円（前年同期は1,500百万円の減少）となりました。これは、主に定期預金の預入による支出が300百万円、投資有価証券の償還による収入が188百万円（同459百万円）となったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における財務活動による資金の減少は720百万円（前年同期は1,713百万円の減少）となりました。これは、主に短期借入金に係る資金の純減額が300百万円（同5,258百万円の純減）、長期借入金に係る資金の純減額が373百万円（同1,370百万円の純減）となったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社グループは、これまで培ってきた債権管理回収業務に関するノウハウを十分に生かし、債権回収業務及び不動産関連業務に関する受託業務、アドバイザー業務の拡大を図り、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスの取れた業務運営を推進し、資金効率を高めた収益構造への転換を図ってまいります。

また、既存の買取債権の回収促進により資産と負債を圧縮し、当社グループの規模に見合った人員によるスリムな組織体制を構築し、固定費の圧縮による経費削減を行うことによって高収益構造を確立します。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定又は、計画した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,200,000
第1回第一種優先株式	20,000
第2回第一種優先株式	10,000
第3回第一種優先株式	10,000
計	3,240,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,712,440	1,712,440	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を導入していないため、単元株式数はありません。
第1回第一種 優先株式	20,000	20,000	—	(注) 2
計	1,732,440	1,732,440	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成22年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 第1回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株制度を導入していないため、単元株式数はありません。

(2) 第1回第一種優先配当金

①第1回第一種優先配当金(期末配当)

当社は、毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当(以下「期末配当」という。)をするときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株式を有する株主(以下「第1回第一種優先株主」という。)又は第1回第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第一種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当(以下「第1回第一種優先配当金」という。)(但し、平成22年3月31日を基準日とする第1回第一種優先配当金の額は6,049円とする。)を行う。但し、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

②累積条項

ある事業年度において第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う第1回第一種優先株式1株当たりの剰余金の額(以下に定める累積未払第1回第一種優先配当金の配当を除く。)が、第1回第一種優先配当金に達しないときは、その不足額(以下「未払第1回第一種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払第1回第一種優先配当金(以下「累積未払第1回第一種優先配当金」という。)を、当該翌事業年度以降の第1回第一種優先配当金(第1回第一種優先期中配当金を含む。)及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う。

③非参加条項

第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、第1回第一種優先配当金(累積未払第1回第一種優先配当金の配当を除く。)を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定さ

れる剰余金の配当についてはこの限りではない。

(3) 第1回第一種優先期中配当金

当社は、毎年3月31日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするとき、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき、1年当たり8,000円を基準として、当該期中配当基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間で月割計算（但し、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算）により算出される金額（1円未満を切り捨てる。）を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「第1回第一種優先期中配当金」という。）（但し、平成22年3月30日までの間を期中配当基準日とする第1回第一種優先期中配当金の額の算出は、「当該期中配当基準日が属する事業年度の初日」を「払込期日」と読み替えて行うものとする。）を行う。但し、当該期中配当の基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本項に定める第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

(4) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として100,000円に当該残余財産を分配する日における累積未払第1回第一種優先配当金の合計額を加えた額を支払う。

第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(5) 議決権

第1回第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回第一種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

当社は、第1回第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(7) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成24年4月1日以降で当社取締役会が別途定める日（以下、本項において、「取得日」という。）をもって、第1回第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得する場合は、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を乗じて365で除した額（1円未満を切り捨てる。）

（但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。）を加えた額とする。

(8) 金銭を対価とする取得請求権

第1回第一種優先株主は、当社に対し、平成28年6月30日以降、30日以上前の事前の通知を行うことにより、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。この場合、当社は、当該請求の効力が生ずる日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得を行うものとする（以下、本項において、当該取得を行う日を「取得日」という。）。但し、分配可能額を超えて第1回第一種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき第1回第一種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を乗じて365で除した額（1円未満を切り捨てる。）

（但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。）を加えた額とする。

(9) 優先順位

第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の剰余金の配当（当社定款第8条の2第2項に規定する累積条項に基づくものを含む。）の支払順位は、全て同順位とする。また、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の残余財産の分配順位は、同順位とする。

(10) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成18年8月7日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	1,150個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を導入していないため、単元株式数はない。
新株予約権の目的となる株式の数	1,150株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	59,955円(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～平成23年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 59,955円 資本組入額 29,978円
新株予約権の行使の条件	①当社取締役 権利行使時において、原則として、当社取締役の地位を有していることを要する。 ②当社執行役員 権利行使時において、原則として、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していることを要する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分を認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(又は併合)の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 組織再編成時の取扱い

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下、「組織再編成行為」という。）をする場合においては、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の数

組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

(7) 新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要する。

4 新株予約権の取得条項

(1) 新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、新株予約権の行使条件により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書並びに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得できるものとする。

②平成18年8月7日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	2,210個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を導入していないため、単元株式数はない。
新株予約権の目的となる株式の数	2,210株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	51,960円(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～平成23年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 51,960円 資本組入額 25,980円
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、原則として、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していることを要する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分を認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(又は併合)の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 組織再編成時の取扱い

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合においては、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる株式の数
組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。
- (7) 新株予約権の取得承認
譲渡による当該新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要する。

4 新株予約権の取得条項

- (1) 新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、新株予約権の行使条件により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書並びに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得できるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	1,732,440	—	3,036	—	2,822

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期連結会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回第一種優先株式 20,000	—	1 (1) ②発行済株式の注2に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,712,440	1,712,440	1 (1) ②発行済株式の「内容」欄に記載のとおりであります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,732,440	—	—
総株主の議決権	—	1,712,440	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	1,989	1,799	1,601
最低(円)	1,617	1,400	1,325

(注) 株価は、東京証券取引所（マザーズ）におけるものであります。

第1回第一種優先株式

第1回第一種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 2,649	※2 2,343
買取債権	※2 15,950	※2 16,673
その他の営業債権	924	924
買取不動産	※2 8,611	※2 8,611
その他	1,238	1,290
貸倒引当金	△3,198	△3,301
流動資産合計	26,174	26,542
固定資産		
有形固定資産	※1 5	※1 5
無形固定資産	15	13
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 3,569	※2 3,964
その他	172	194
投資その他の資産合計	3,742	4,158
固定資産合計	3,763	4,177
資産合計	29,938	30,719
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※2 15,820	※2 16,120
1年内返済予定の長期借入金	※2 4,089	※2 2,357
1年内償還予定の社債	500	500
未払法人税等	5	13
その他	699	721
流動負債合計	21,114	19,712
固定負債		
長期借入金	※2 1,632	※2 3,738
その他	26	30
固定負債合計	1,658	3,769
負債合計	22,773	23,481
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,036	3,036
資本剰余金	2,822	2,822
利益剰余金	△2,673	△2,821
株主資本合計	3,185	3,037
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△148	42
評価・換算差額等合計	△148	42
新株予約権	67	68
少数株主持分	4,060	4,090
純資産合計	7,164	7,238
負債純資産合計	29,938	30,719

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業収益		
買取債権回収高	810	1,081
不動産売上高	2,888	2
その他の収益	531	333
営業総収入合計	4,231	1,417
営業費用		
債権買取原価	548	579
不動産売上原価	※1 2,732	※1 10
その他の原価	56	31
営業費用合計	3,337	620
営業総利益	893	796
販売費及び一般管理費	※2 598	※2 409
営業利益	295	387
営業外収益		
受取利息	11	20
持分法による投資利益	62	—
受取手数料	21	24
その他	8	7
営業外収益合計	104	52
営業外費用		
支払利息	644	248
持分法による投資損失	—	2
その他	85	14
営業外費用合計	729	265
経常利益又は経常損失(△)	△330	174
特別利益		
新株予約権戻入益	2	1
貸倒引当金戻入額	8	0
特別利益合計	10	1
特別損失		
投資有価証券評価損	—	2
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1
特別損失合計	—	4
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△319	171
法人税、住民税及び事業税	1	1
法人税等還付税額	△502	—
法人税等調整額	4	4
法人税等合計	△495	6
少数株主損益調整前四半期純利益	—	165
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△3	17
四半期純利益	179	148

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△319	171
減価償却費	2	1
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△127	△102
本社移転損失引当金の増減額(△は減少)	△13	—
受取利息及び受取配当金	△20	△30
支払利息	644	248
投資事業組合運用損益(△は益)	△6	△5
貸倒償却額	298	155
その他	△23	47
小計	434	486
利息の受取額	7	37
利息の支払額	△607	△247
法人税等の支払額	△9	△20
小計	△174	255
買取不動産の買取による支出	△57	△3
買取不動産の売却による収入	2,706	6
買取債権の買取による支出	△57	△10
買取債権の回収による収入	548	579
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,965	827
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△300
無形固定資産の取得による支出	—	△4
投資有価証券の取得による支出	△1,085	—
投資有価証券の償還による収入	459	188
関係会社貸付金の回収による収入	—	16
貸付による支出	△900	—
その他	24	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,500	△100
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	2,724	—
短期借入金の返済による支出	△7,982	△300
長期借入れによる収入	1,985	—
長期借入金の返済による支出	△3,356	△373
株式の発行による収入	1,992	—
少数株主からの払込みによる収入(△は支出)	2,923	△47
その他	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,713	△720
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△248	5
現金及び現金同等物の期首残高	1,855	2,193
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,607	2,199

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間に合同会社FE・メディカル・インベストメンツが清算終了したため、連結の範囲から除外しております。なお、清算終了時までの損益計算書を連結しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 16社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では「少数株主調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 9百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 7百万円
※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金及び預金 50百万円 買取債権 4,030百万円 買取不動産 5,963百万円 投資有価証券 1,936百万円 合計 11,980百万円 上記に対応する債務 短期借入金 9,103百万円 1年内返済予定の長期借入金 3,929百万円 長期借入金 1,617百万円 合計 14,649百万円 なお、上記以外に主要株主であるNISグループ(株)より連帯保証及び営業貸付金76百万円の担保提供を受けております。 また、上記以外に連結上相殺消去されている子会社出資金2,539百万円を担保提供しております。	※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金及び預金 50百万円 買取債権 4,292百万円 買取不動産 5,959百万円 投資有価証券 2,143百万円 合計 12,445百万円 上記に対応する債務 短期借入金 9,403百万円 1年内返済予定の長期借入金 2,019百万円 長期借入金 3,713百万円 合計 15,135百万円 なお、上記以外に主要株主であるNISグループ(株)より連帯保証及び営業貸付金156百万円の担保提供を受けております。 また、上記以外に連結上相殺消去されている子会社出資金2,637百万円を担保提供しております。
3 当座貸越契約及び貸出コミットメント 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越契約の総額 10,410百万円 借入実行金額 △9,053百万円 差引額 1,357百万円	3 当座貸越契約及び貸出コミットメント 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越契約の総額 7,660百万円 借入実行金額 △7,053百万円 差引額 607百万円
4 偶発債務 以下の会社の金融機関からの借入金に対して、債務保証をしております。 保証先 ターンアラウンド債権回収(株) 金額 2,650百万円(保証極度額2,700百万円) 内容 借入債務	4 偶発債務 以下の会社の金融機関からの借入金に対して、債務保証をしております。 保証先 ターンアラウンド債権回収(株) 金額 650百万円(保証極度額2,700百万円) 内容 借入債務

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
※1 不動産売上原価に含まれる買取不動産の収益性の低下による簿価の切り下げ額は25百万円であります。	※1 不動産売上原価に含まれる買取不動産の収益性の低下による簿価の切り下げ額は2百万円であります。
※2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 貸倒引当金繰入額 179百万円 役員報酬 12百万円 給料手当 53百万円 法定福利費 10百万円 租税公課 95百万円 減価償却費 2百万円 賃借料 32百万円	※2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 貸倒引当金繰入額 53百万円 役員報酬 15百万円 給料手当 58百万円 法定福利費 9百万円 支払手数料 91百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1 現金及び現金同等物の第1四半期連結累計期間末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 1,607百万円 現金及び現金同等物 <u>1,607百万円</u>	1 現金及び現金同等物の第1四半期連結累計期間末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 2,649百万円 預入期間が3か月を超える定期預金 △400百万円 引出制限付預金 △50百万円 現金及び現金同等物 <u>2,199百万円</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,712,440
第1回第一種優先株式(株)	20,000

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	—

3 新株予約権等の四半期連結会計期間末残高
ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	—	—	67
合計	—	—	67

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

全セグメント営業収益の合計、営業利益の合計額に占める債権管理回収事業の割合がいずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメントの記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、債権管理回収事業、不動産事業、その他関連事業を営んでおり、当社及び当社の連結子会社が事業活動を展開しております。

当社グループの報告セグメントは、事業内容により区分しており、「債権管理回収事業」、「不動産事業」の2つを報告セグメントとしております。

「債権管理回収事業」は、特定金銭債権の買取、管理、回収及び投資等を行っております。「不動産事業」は、不動産の賃貸、売買、売買仲介及び投資等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	債権管理回収事業	不動産事業	計		
営業収益					
外部顧客への売上高	1,224	174	1,398	19	1,417
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,224	174	1,398	19	1,417
セグメント利益	292	78	370	16	387

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、貸金業及び融資保証業を含んでおります。

3 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	370
「その他」の区分の利益	16
四半期連結損益計算書の営業利益	387

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
511円56銭	559円88銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	7,164百万円	7,238百万円
普通株式に係る純資産額	876百万円	958百万円
差額の主な内訳		
優先株式に係る資本金	1,000百万円	1,000百万円
優先株式に係る資本準備金	1,000百万円	1,000百万円
優先株式に係る配当金	160百万円	120百万円
新株予約権	67百万円	68百万円
少数株主持分	4,060百万円	4,090百万円
普通株式の発行済株式数	1,712,440株	1,712,440株
普通株式の自己株式数	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数	1,712,440株	1,712,440株

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益 104円23銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 63円23銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益	179百万円	148百万円
普通株式に係る四半期純利益	178百万円	108百万円
普通株主に帰属しない金額	0百万円	39百万円
普通株式の期中平均株式数	1,712,440株	1,712,440株
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳	—百万円	—百万円
四半期純利益調整額(百万円)	—百万円	—百万円
普通株式増加数	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引残高は前連結会計年度末と比較して、著しい変動はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

ニッシン債権回収株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 高 瀬 敬 介 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 齋 藤 浩 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8 月13日

ニッシン債権回収株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 古 藤 智 弘 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 齋 藤 浩 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月13日

【会社名】 ニッシン債権回収株式会社

【英訳名】 NISSIN SERVICER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼執行役員投資事業部長 森 泉 浩 一

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山 口 達 也

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 森泉浩一及び当社最高財務責任者 山口達也は、当社の第10期第1四半期(自平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

